

## 「宇治市子ども・子育て支援事業計画」における 教育・保育等の「提供区域」について

### 1．教育・保育等の提供区域とは

#### 教育・保育等の提供区域

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、「量の見込み」とその「確保方策」を算出する区域の単位として、教育・保育等の提供区域を設定します。

#### 「提供区域」設定のポイント

- (1) 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
- (2) 事業の利用実態の現状を反映しているか

### 2．宇治市の提供区域についての考え方

- ・ 総合計画等、宇治市の各種計画において、市域を区域割していない
- ・ 教育・保育事業においては、現在の幼稚園や保育所の利用実態として、小学校区や中学校区内を越えて広域的に利用されている状況
- ・ 現在の幼稚園や保育所の配置状況や利用実態を踏まえると、市域を区域割すると各区域に小規模な施設（主に3歳以上）を多数整備する必要がある
- ・ 国の「提供区域」設定の考え方では、計画に記載する教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を通じて、共通の提供区域を設定することが基本とされている



上記により、「宇治市子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育等の「提供区域」は、全ての事業において、市域全体を一つの区域として設定し、「量の見込み」と「確保方策」の算出を行っています。

